

## プロフェッショナル人材活用促進事業に係る民間人材ビジネス事業者の登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「活性化センター」という。）が実施するプロフェッショナル人材活用促進事業（以下「事業」という。）に係る民間人材ビジネス事業者の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語は、次に示す定義とする。

(1) 民間人材ビジネス事業者とは職業安定法第30条に規定する有料職業紹介事業者をいう。

### (登録申請等)

第3条 事業に参画しようとする民間人材ビジネス事業者は、民間人材ビジネス事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて公益財団法人あきた企業活性化センター理事長に提出しなければならない。

- (1) 職業安定法上の職業紹介事業許可証の写し
- (2) 職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求職及び求人への申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求人票の様式、申込み手順等が分かるもの）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわず契約書の様式、手数料表など）
- (5) 個人情報の管理に関するもの
- (6) 職業紹介実績が分かるもの
- (7) 財務内容が分かるもの（貸借対照表、損益計算書2期分など）
- (8) その他活性化センター理事長が必要と認める書類

2 活性化センター理事長は、民間人材ビジネス事業者登録申請書の提出があったときは、必要に応じて申請者へヒアリング等を実施したうえで、次に掲げる基準により登録の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

- (1) 前項の申請書及び添付書類が完備していること
- (2) 求職及び求人への登録件数が相当程度あり、かつプロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること
- (3) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること
- (4) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、その他活性化センター理事長が適当でないことと認めた者に該当しないこと

3 事業の実施期間中、登録は有効とする。但し、職業安定法上の職業紹介事業許可の取り消しがあったとき、第5条の規定により登録の取り下げがあった場合、又は第6条の規定により登録の取り消しがあった場合は、失効する。

4 活性化センターは、登録した民間人材ビジネス事業者のプロフェッショナル人材登録状況等を記載した名簿を作成し、この事業で支援する秋田県内中小企業者等が登録した民間人材ビジネス事業者を選択する際に提示する。

(業務内容等)

第4条 民間人材ビジネス事業者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) この事業に係る秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点(以下「拠点」という。)と連携し、県内中小企業が必要とする人材ニーズとプロフェッショナル人材の紹介・マッチング等を行うこと
- (2) この事業で設置する秋田県プロフェッショナル人材戦略協議会に参画すること
- (3) プロフェッショナル人材の個人情報と拠点、秋田県及び国へ提供することについて、あらかじめ当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ておくこと
- (4) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、職業紹介活動状況報告書(別紙2)のとおり拠点に報告すること
- (5) 職業安定法上の職業紹介事業許可に関して変更の届出を行った場合、有効期限の更新を受けた場合は、速やかに報告、又は新たな許可証の写しを提出すること

(登録の取り下げ)

第5条 登録した民間人材ビジネス事業者が、登録から削除を希望する場合は、書面にて登録の取下申請書(任意様式)を活性化センター理事長に提出するものとする。

(登録の取り直し)

第6条 民間人材ビジネス事業者が、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、活性化センター理事長は登録を取り消すことができるものとする。

- (2) 不正な行為があると認めたとき
- (2) 正当な理由がないのに、第4条の業務を怠ったとき

2 前項の規定により登録を取り消した場合に民間人材ビジネス事業者が被った損失については、活性化センター理事長は損害賠償を行わない。

(指導監督)

第7条 活性化センター理事長は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、民間人材ビジネス事業者に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、活性化センター理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月14日から施行する。